

条 例

埼玉県土採取条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第九号

埼玉県土採取条例を廃止する条例

埼玉県土採取条例（昭和四十九年埼玉県条例第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の埼玉県土採取条例（以下「旧条例」という。）第三条第一項又は第七条第一項の規定による認可の申請があった場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第三条第一項の認可を受けて行われている土の採取に関する旧条例第六条から第十七条まで及び第十八条（第一号を除く。）の規定の適用については、当該認可の期間が満了する日までの間（当該認可の期間が満了する日までに旧条例第十条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該認可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。

4 施行日前にされた旧条例第九条、第十条及び第十三条の規定による命令を受けた者に対する旧条例第十七条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為及び前二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正）

6 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中第一百十項を削り、第一百十一項を第一百十項とし、第一百十二項から第一百十八項までを一項ずつ繰り上げる。